

ながわ 松本市奈川地区における森林整備推進協定について

松本市奈川地区森林整備推進協議会事務局

中信森林管理署 奈川森林事務所 森林官 ○ 南坂
長野県松本地方事務所林務課 林業普及指導員 ○ 千村
なんざか ひろかず
ちむら ひろみち
かず ひろみち
かず ひろみち

要旨

「松本市奈川地区森林整備推進協定」は、全国で初めて地元住民を協定締結者の一員として締結された協定で、松本市奈川地区（旧奈川村）全域の、民有林・国有林全域を対象にして締結しました。この協定の取組事例について報告します。

はじめに

中信森林管理署管内の松本市奈川地区は、長野県松本市の南西に位置しています（図-1）。平成17年4月に松本市と合併する以前は、みなみあづみ南安曇郡奈川村でした。地区内には映画「ああ野麦峠」の舞台となった野麦峠があり地域観光の拠点となっています。

奈川地区は、標高1,000m前後の深い渓谷と地区の95%が森林という山間の郷で、林業・木材産業は地域に欠かせない産業となっています。また、森林面積の45%を国有林が占め、昔から地域と国有林の結びつきが強い地域となっています。

表-1 奈川地区の森林現況

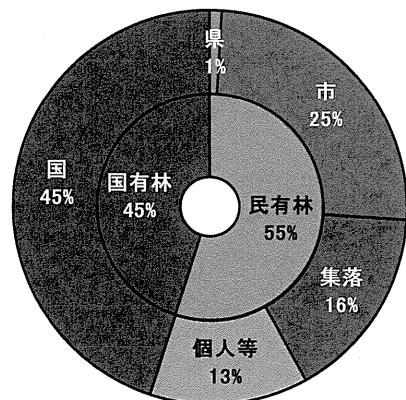


図-1奈川地区の位置

1 奈川地区の概要と協定の必要性

(1) 松本市奈川地区的森林現況

松本市奈川地区区域面積12,056haのうち、森林面積は11,123haで95%にあたります。森林面積のうち45%を国有林が占め、残り55%の民有林のうち、16%を集落有林が占めています。地区内の4町会すべてが森林を所有しており（表-1）、町長の他「森林支部長」という役職を組織しており、それぞれの町会が熱心に森林を管理・育成しています。

森林の50%を人工林が占めており、全国などの森林率と比べても非常に高い割合です（表-2）。人工林の樹種別構成では、人工林面積の83%、森林面積全体の42%にあたる4,589haを人工林力

ラマツが占める「カラマツ林業地」です（表-3）。齢級別構成では、全体の63%を7～10齢級が占めています。また、11齢級以上（51年生以上）の高齢級林が占める割合は現在（平成19年3月31日現在）では19%ですがこのまま推移すると10年後には人工林面積の53%になる状況であり、木材の利用が可能な時期を迎えることがあります（表-4）。

表-2 奈川地区の森林の構成

区分	森林率	所有区分		針広合		人工率
		国有林	民有林	針葉樹	広葉樹	
全国	66%	31%	69%	53%	47%	41%
長野県	78%	36%	64%	63%	37%	42%
松本市	81%	55%	45%	62%	38%	30%
奈川地区	95%	45%	55%	71%	29%	50%
	11,123ha	4,979ha	6,144ha	7825ha	3,140ha	5,510ha

表-3 樹種別構成

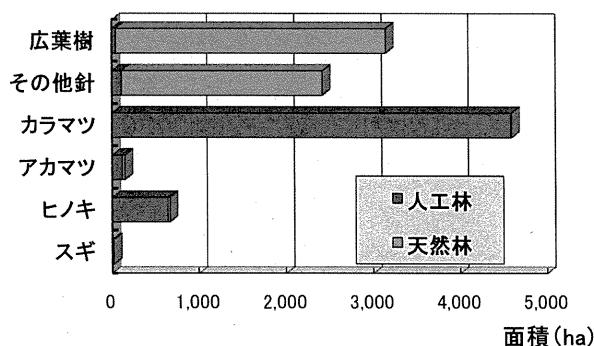
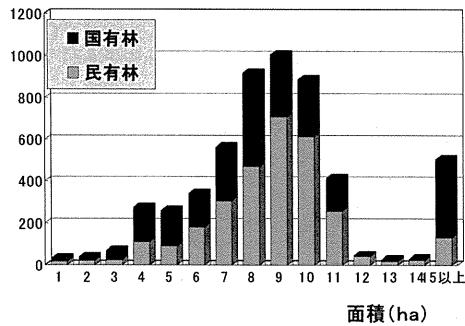


表-4 齢級区分



(2) 現状の課題と協定締結のメリット

奈川地区の森林整備や、林業・木材産業の振興を一層推進していくためには、民有林、国有林を問わず、流域単位での面的統一性のある整備や、素材生産の効率化・低コスト化が必要となっています。しかし、従来のように民有林と国有林の施業が分離した状態では次の3点の課題が発生します。

- ア 地域に即した森林の多様な機能の発揮に向けた、面的統一性のある森林の整備が困難。
 - イ 所有者が零細・分散する民有林は、効率性の低さ等から森林整備が停滞する。
 - ウ 国有林は下流（山林の中腹以下）が民有林のため、間伐材の搬出等に支障を来す場合がある。
- 以上の課題解決に向け民有林と国有林が連携し、共同施業団地を設定して整備を進めることとしました。「森林整備推進協定」を締結して共同施業団地が設定されると、
- ア 災害防止等の森林の機能を増進するための流域単位での統一的な森林整備が図られる。
 - イ 連携した路網整備や施業の実施により、素材生産等の効率化・低コスト化が促進される。
 - ウ 各種施策や補助事業等の優先的な導入が図られる。
- 等のメリットが発生し、流域単位で統一的な森林整備や素材生産の効率化・低コスト化が可能となり、緑の資本である森林の整備や、林業・木材産業の振興を推進することが出来ます。

2 協定締結に向けた機運の醸成

民有林・国有林が連携した森林整備推進協定を締結するためには、行政関係者をはじめ、地域住民の皆様のご理解と、機運の醸成が必要となります。このため、中信森林管理署では管内の民有林関係者や林業事業体及び地元奈川地区の住民を対象にした各種検討会・見学会等を開催しました。

(1) 低コスト作業システム等の現地研修会・検討会

平成20年度より、管内の民有林関係者や林業事業体などを対象に、低コスト作業システム等の現地研修会・検討会を7回開催しました。平成21～22年度には路網開設の第一人者である田邊由喜男氏を講師に招き、低コストモデル林内において、低コスト路網の選定、開設の実践についてご指導いただき（写真-1）、低コストで効率的な間伐作業の普及・定着に取組ました。



写真-1 田邊氏による路網開設の現地指導



写真-2 現地見学会

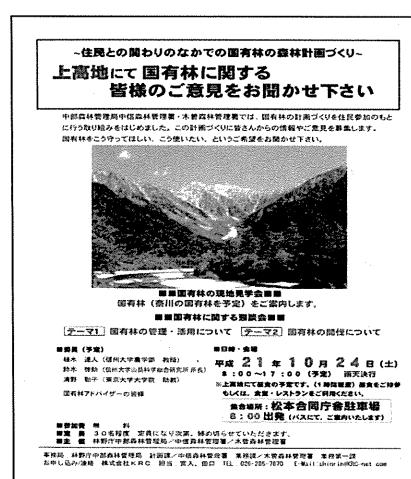


図-2 懇談会募集チラシ

(2) 地域住民を対象とした現地見学会・検討会

平成21年度には、奈川地区の自治会長をはじめとする地元住民の皆様に、先端の林業技術を肌で感じ、間伐等の必要性を理解していただくことを目的として同地域の国有林内で、高性能林業機械を活用した素材生産現場の視察する現地検討会等を5回開催しました（写真-2）。また、国有林の森林計画樹立にあたって、地元住民の方々からご意見をお聞きする懇談会の現地見学会を、全国で始めて国有林内で企画・開催し地元奈川地区からは30名あまりの住民の皆様にご参加いただき、活発な意見交換が行われました（図-2）。

(3) 協定締結に向けた検討会・準備委員会

民有林と国有林の連携の必要性に対する地元住民の理解、協定締結に向けた機運の醸成を図りつつ、協定に関わる関係5者により森林施業団地の設定に向けて、現地検討会や準備委員会を8回開催し、現地調査や協定の具体的な内容などについて検討を進めてきました。その検討結果を踏まえ、平成22年2月9日に開催された「奈川地区町会長・森林支部長会」において、森林整備推進協定について議論され、全会一致で了承されました（写真-3・4）。



写真-3 町会長・森林支部長会



写真-4 現地における検討

3 協定の締結

奈川地区の住民を巻き込んだ取組により、平成22年3月に松本市役所において、最初の協議会を開催し「松本市奈川地区森林整備推進協定」を、中信森林管理署長・長野県松本地方事務所長・松本市長・松本広域森林組合長そして奈川地区町会連合会長の5者により締結しました（写真-5）。



写真-5 協定の締結

【協定の概要】

協定の名称：松本市奈川地区森林整備協定

協定月日：平成22年3月23日

協定区域：松本市奈川地区の森林全域 11,123ha (図-3)

協定者：行政関係 中信森林管理署長 長野県松本地方事務所長 松本市長

森林所有者 松本広域森林組合長 松本市奈川地区町会連合会長

協定内容：協定5者により協議会を組織し、相互に連携できる箇所を「森林共同施業団地」として設定しながら、路網整備や施業連携などの内容を定めた実施計画を策定し、関係者の連携の上、各種施策・事業を導入していく。

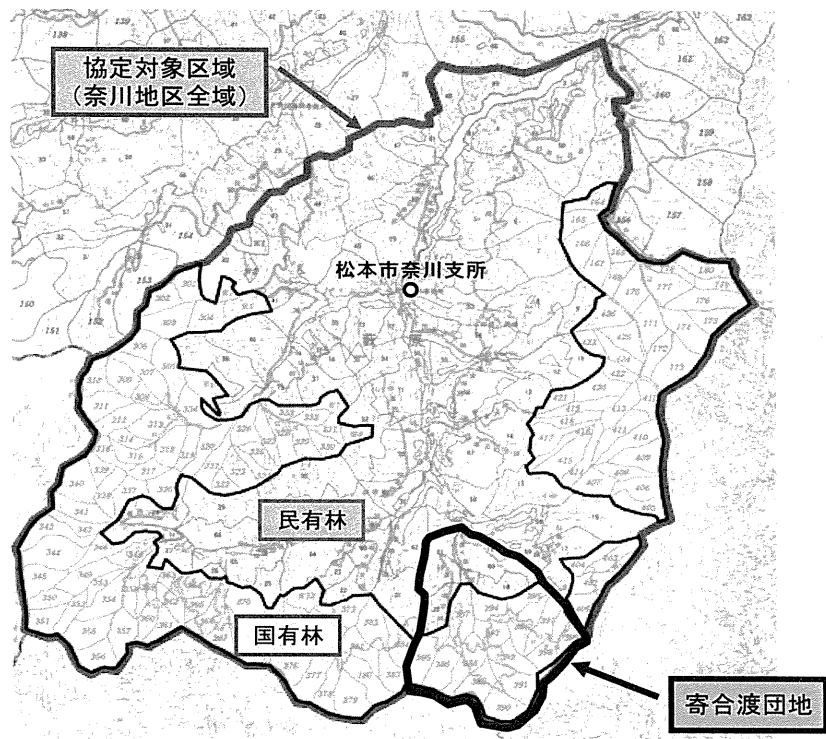


図-3 協定区域及び寄合渡団地

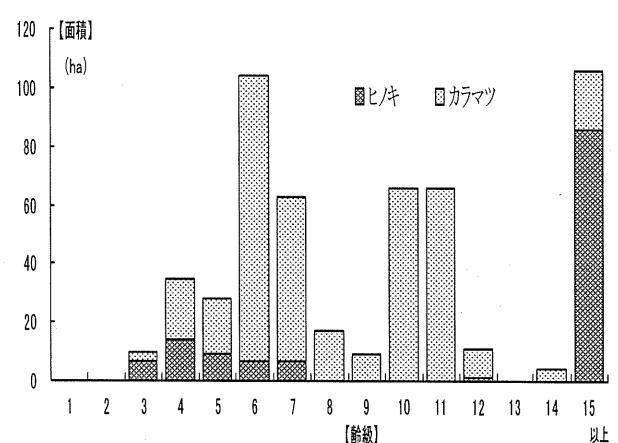
4 共同施業団地の取組

(1) 寄合渡共同施業団地の設定

松本市奈川地区森林整備推進協定の締結に基づく取組の第一歩として、平成22年10月7日に奈川地区の南端の寄合渡地区に森林共同施業団地「寄合渡団地」(図-3)を設定しました。

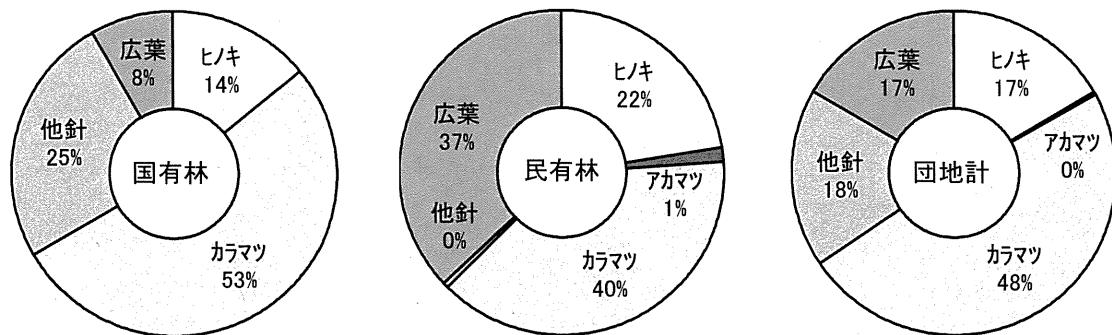
この区域には、民有林、国有林それぞれが平成22年度から、路網整備や森林整備の計画をしていることから第1号団地としたものです。

表-5 寄合渡団地人工林の齢級別構成



寄合渡団地の区域面積は、民有林が約3割の238ha、国有林が約7割の594ha、全体で832haとなり、奈川地区全域の8%を占める区域です。人工林率は63%あり、奈川地区全域の50%より高い区域です。齢級別面積では、保育間伐機にある6齢級前後、搬出間伐期にあたる10~11齢級、活用段階にあたる15齢級以上の3段階に概ね区分されます（表-5）。また、人工林の53%をカラマツ占めています（表-6）。

表-6 寄合渡団地種別構成



(2) 森林施業（保育作業）及び路網の整備予定

寄合渡団地では、既存の林道の支線として民有林側で作業道（林業専用道）を国有林境まで開設し、国有林側で先線を作業路（森林作業道）として延長し、相互で森林管理や素材生産に活用する計画を立てています。また、将来的には、国有林の作業路を民有林側に延長し、活用できるメリットも考えられます（図-4）。このような路網の整備・活用を中心として、施業の集約化や連携を図るために実施計画を決定しました（図-5・表-7）。

図-4 寄合渡団地路網計画

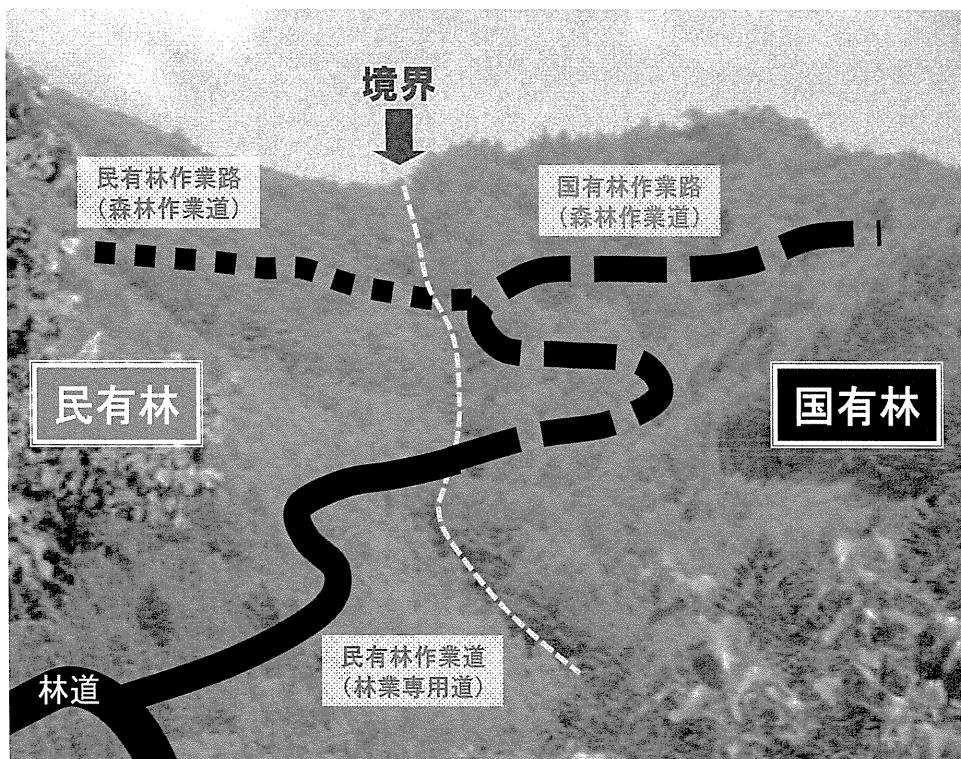
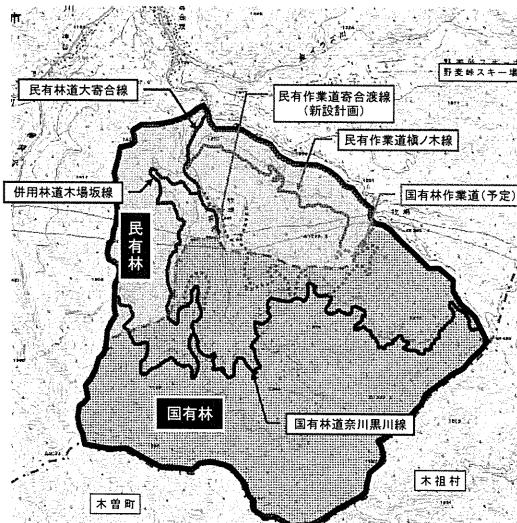


図-5 路網計画

区分		全体計画	H22年度
		H22～H27	実績
森林整備	民有林	32ha	
	国有林	276ha	57ha
	計	308ha	57ha
路網整備	民有林	1,100m	1,100m
	国有林	7,500m	1,500m
	計	8,600m	2,600m

表-7 寄合渡団地全体計画及びH22実績



(3) 平成22年度の実行結果

寄合渡団地の実施計画に基づき、平成22年度は既存の併用林道から分岐して国有林内で作業路を開設し、列状間伐による素材生産を実施しています（表-7・写真-6）。この事業地は、民有林での担い手対策である「林業就業支援講習」において、新たに林業に就業したい方の機械操作のフィールドにも活用されました（写真-7）。民有林内では上記（2）の国有林に接続する作業路の開設を進めています（写真-8）。



写真-6 国有林間伐施業



写真-7 林業就業支援講習

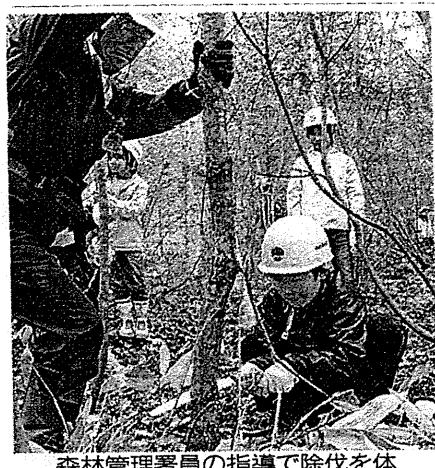


写真-8 民有林における路網開設

(4) 協定締結を記念した育樹祭の開催

協定締結を記念して、平成22年10月23日に5者共催による「育樹祭」を開催し、地元の奈川小学校児童生徒をはじめ、地元住民など150人にご参加いただきました。

午前中の育樹作業では、小学生1~2年生にヒノキの幼樹に獣害防止ネット巻を体験し、小学校3年生から中学生と一般参加者の方々にはカラマツやヒノキ林の除伐・間伐作業を行って汗を流しました（写真-9）。また、午後からは児童を対象とした木工教室と森林教室を行ったほか、地元住民を対象に、寄合渡団地内の国有林において実施している、低コスト路網や、高性能林業機械を使用した低コスト作業システムによる間伐作業を見学し、森林整備協定に基づく取組状況を見学いただきました（写真-10）。



森林管理署員の指導で除伐を体験する小学生=松本市奈川で

中信森林管理署は二
十日、松本市奈川のフ
オレストフィールド奈
川で育樹祭を開いた。
松本で小中生ら
地元中小学生や市民ら
百五十人が、国有林の
除伐体験などをして、
森づくりの大切さを學
んだ。

県や市、松本広域森
林組合などが三月、國
有林と民有林を一體的
に整備する「奈川地区
森林整備推進協定」を
結んだのを記念、育樹
祭会場に同地区を選ん
だ。

参加者は管理署員の
指導で、カラマツの生
育を邪魔する細いナラ
やシラカバを切った。
子どもたちは競うよ
うにこぎりを引き、「先生、切れたよ」と
喜んでいた。低学年児
童は、カモシカにヒノ
キの芽を食べられない
よう、獣害防止ネット
を巻いた。

中日新聞 平成22年10月21日朝刊掲載記事



写真-9 育樹作業



写真-10 間伐作業の見学

まとめ

今回の「松本市奈川地区森林整備推進協定」の取組につきましては、「平成21年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（ミニ白書）」（図-6）においても、民有林と国有林が一体となつた森林整備の推進事例として全国に事例紹介されています。今後は、「寄合渡団地」をモデルとして、協定対象区域各所に「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林、地域住民と行政等のさらなる連携による、森林整備を進めていきたいと考えています。

「森林・林業再生プラン」においても施業の集約化は重要な柱の一つとなっており、今回の取組事例が、全国のモデルとなるようさらに関係者が知恵と工夫を出し合い、持続的な森林経営基盤の確立による『森林・林業の再生』に向けて一体となって取り組んで参りたいと考えております。

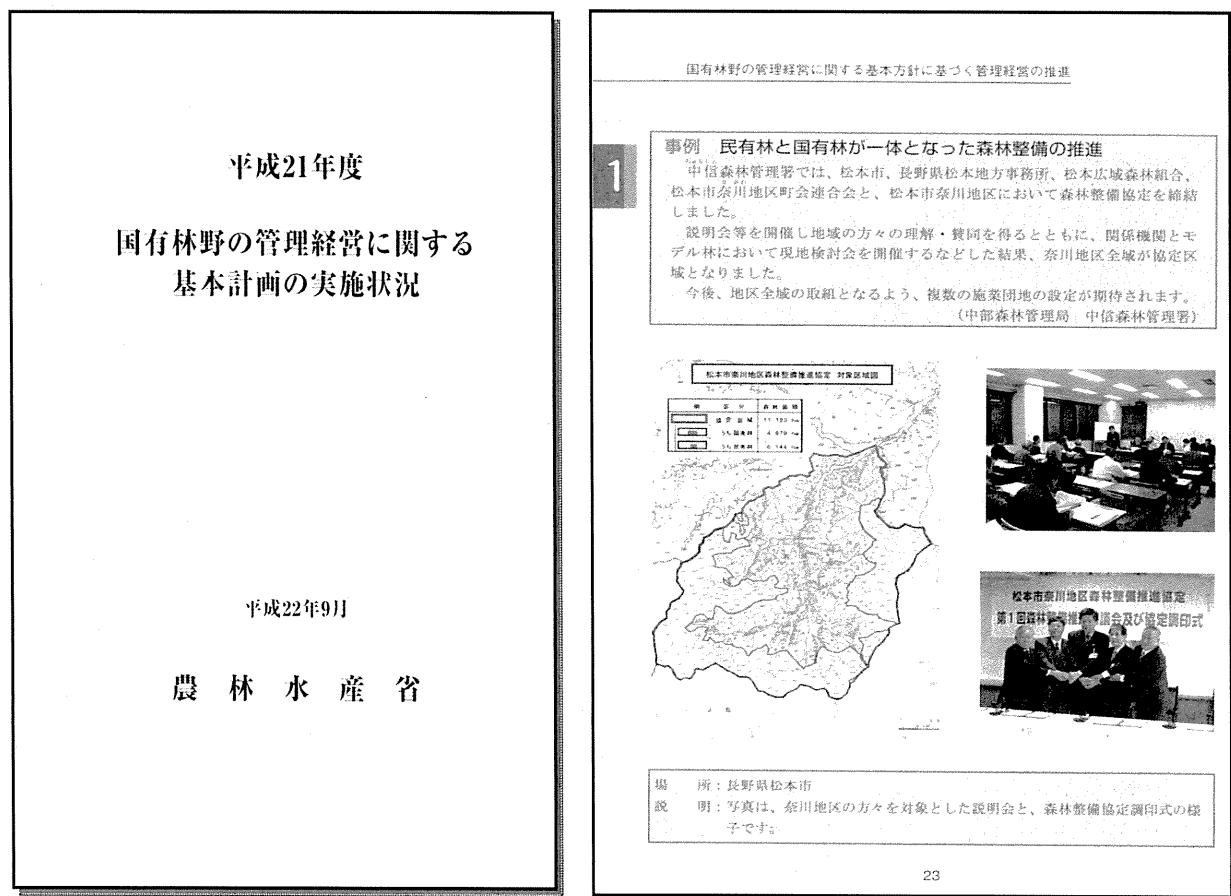


図-6 ミニ白書への掲載状況

松本市奈川地区森林整備推進協定書

(目的)

第1条 この森林整備推進協定（以下「協定」という。）は、安全な国土の形成と豊かな暮らしの実現に向け、安全で豊かな水の供給、災害の防止、森林資源の循環利用の促進等、森林の有する多様な機能の高度発揮を図るために、国有林と民有林が一体となって松本市奈川地区の森林整備を推進することを目的とする。

(対象区域)

第2条 この協定の区域は、松本市奈川地区の国有林と民有林とする。

(森林整備推進協議会)

第3条 森林整備の円滑な推進を図るため、林野庁中信森林管理署長、長野県松本地方事務所長、松本市長、松本広域森林組合代表理事組合長、松本市奈川地区町会連合会長からなる森林整備推進協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(実施計画の策定)

第4条 国有林と民有林との連携による森林整備を推進するため、地区内に整備団地を設定し、国有林及び民有林の各種森林計画等を踏まえ、施業地の集約化、路網の整備、施業の連携等について、実施計画を策定する。

(運営会議)

第5条 協議会は、整備団地の設定等に関する事項を連携して行うため、関係者からなる運営会議を設置する。

2 運営会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 整備団地の設定及び実施計画の策定
- (2) 実施計画に定める事項を実行するための連絡調整

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は10年とし、関係者が協議の上、延長することができるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第7条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は廃止の必要が生じたときは、関係者が協議の上、協定の変更又は廃止ができるものとする。

(その他)

第8条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は別に定める。

以上、協定の実現に対して最大限の努力をすることを約し、各協定者押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年3月23日

中信森林管理署長

下平



長野県松本地方事務所長

原 隆



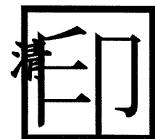
松本市長

菅谷



松本広域森林組合 代表理事組合長

向井



奈川地区連合町長会 会長

丸山通



松本市奈川地区森林整備推進協定 対象区域図

凡 例	区 分	森 林 面 積
	協 定 区 域	11,123 ha
000	うち 国 有 林	4,979 ha
00	うち 民 有 林	6,144 ha



1:5
0 500 1,000